

令和7年度補正予算 中小企業者油外収益確保等取組支援事業 補助金について

給油所を運営又は所有する中小企業揮発油販売業者が申請できる！
油外収益の確保に資する事業を行う設備投資等に要する経費を補助
中小SSの油外収益事業を支援します！

申請資格

- ①申請給油所を運営又は所有する揮発油販売業者であること。
- ②中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に基づく、中小企業者であること
- ③みなし大企業に該当しないこと

補助対象事業

燃料油販売事業に加えて実施する、油外収益事業の確保に資する事業を行うための設備投資等に要する経費を補助します。具体的には、

- ①申請者が作成した事業計画に基づき実施する、油外収入の確保のために取り組む異業種との連携等による新規事業への進出並びに高付加価値化のための取り組みであること
- ②SS構内及び周辺地域(原則として立地する市町村及び隣接する市町村)で行う事業であること
- ③補助事業実施期間内に補助事業が終了すること
- ④本補助金の交付の対象となる設備投資等に関して、他の国の補助金との重複がないこと

補助率・補助対象経費・申請回数

- 補 助 率：SS過疎地等以外の地域に所在するSSは2/3、SS過疎地等3/4
- 申 請 回 数：1事業者につき1申請に限る(事業計画書中に複数の事業内容記載可能)
※不採択となった場合、事業計画の見直し後再度申請可

1SSあたり1,000万円、追加1SSごとに500万円、1事業者につき上限7,000万円

<例> 事業者がSS過疎地等以外の2SSで行う事業について補助対象経費2,000万円
で実施する場合、1,500万円(上限を超えた額は除外)×2/3=1,000万円が
補助金の額となります。

申請期間

令和8年4月30日(木)～9月30日(水)17時

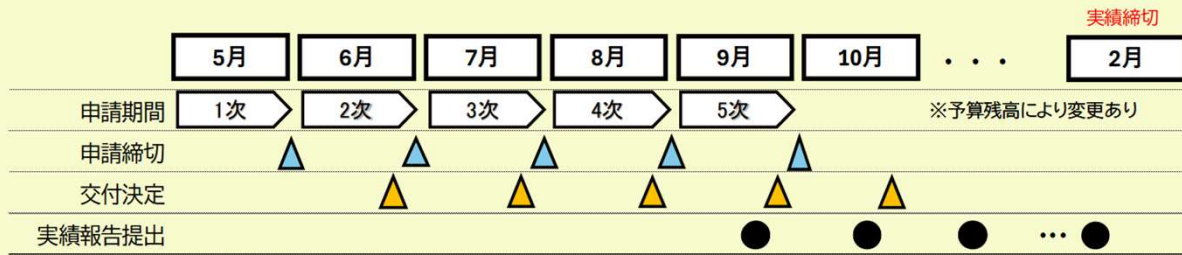
補助対象経費

以下(ア)～(キ)の項目に当てはまる経費

(ア)機械装置・システム構築費、(イ)器具・備品、(ウ)建物費(新築を除く)、(エ)クラウドサービス利用費、(オ)広告宣伝・販売促進費、(カ)外注費、(キ)その他諸経費(事前に資源エネルギー庁に承認を得たもの)

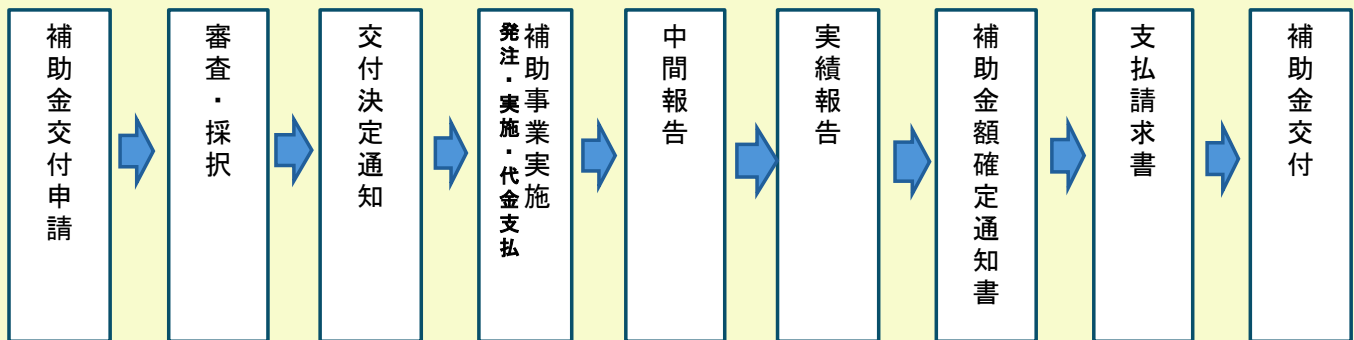


<事業期間スケジュール



- ・申請期間は令和8年4月30日(木)～9月30日(水)17時 ※予算残高による
- ・毎月月末に締め切りを設け、それまでに受理した申請に対し審査を行う
- ・採択発表は締め切りの翌月下旬を予定
- ・実績報告書は支払い完了後30日以内にご提出ください。※最終締切日は令和9年2月10日(水) 本会必着

申請から事業終了までの流れ



(※)交付決定通知書が届いてから発注してください。

補助対象経費の区分

経費の分類	内容・用途
(ア) 機械装置・システム構築費	①補助事業で実施する新規事業の為に必要な機械装置の購入、制作、借用に要する費用 ②補助事業で実施する新規事業の為に必要な専用ソフトウェア・情報システム等の購入、構築、借用に要する費用 ③①又は②と一体で行う改良、据え付け又は運搬に要する費用 ※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)における「機械及び装置」に係る経費が対象 ※2 船舶、航空機、車両及び運搬具に係る費用は対象外 ※3 借用は補助事業実施期間分のみ対象
(イ) 器具・備品	①補助事業で実施する新規事業の為に必要な機器の購入に要する経費 ②①の据え付け又は運搬に要する費用 ※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)における「機器及び備品」に係る経費が対象 ※2 新規事業での使用が明確に区分されるものに限る ※3 文房具等・パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・PC周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等)・電話機・家庭用電気機械器具・その他汎用性が高く目的外使用になりえるものは対象外
(ウ) 建物費 (新築を除く)	補助事業で実施する新規事業のために必要な建物の改修(内装工事)・撤去、建物付属設備工事、建物に付随する構築物の建設に要する経費 ※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)における「建物」、「建物附属設備」、「構築物」については、改修する建物に付随(一体または隣接)しており、一体的に使用され、改修する建物より耐用年数が短い構築物のみが対象 ※2 耐用年数が15年を超えるものは対象外 ※3 撤去費用のみでの計上は不可 ※4 構築物の建設経費のみでの計上は不可
(エ) クラウドサービス利用費	補助事業で実施する新規事業のために使用されるクラウドサービスの利用に関する経費 ※1 具体的には、サーバーの領域を借りる費用、サーバー上のサービスを利用する費用等が対象 ※2 補助事業実施期間分のみ対象
(オ) 広告宣伝・販売促進費	補助事業で実施する新規事業に係る広告(パンフレット、動画、写真等)の作成及び媒体掲載、PR等に係るウェブサイトの構築、展示会出展、ブランディング・プロモーションに係る経費 ※1 補助事業期間内に広告等が使用・掲載・実施されることが必要 ※2 補助事業以外の自社の製品、サービス等の広告や会社全体のPR広告に係る経費は対象外 ※3 本経費の補助上限額は補助対象経費全体の1/10
(カ) 外注費	上記(ア)から(カ)に該当しない経費であって、補助事業で実施する新規事業のために遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)・外注するために支払われる経費 ※1 自ら実行することが困難な業務に限る ※2 委託内容、金額等が詳細に明記された契約書を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要がある ※3 本経費の補助上限額は補助対象経費全体の1/10
(キ) その他諸経費	補助事業で実施する新規事業のために必要な経費で上記(ア)～(キ)に該当しないもの ※ 事前に資源エネルギー庁に補助対象経費となる承認を得たものに限る